

〒101-0035
 東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル4F
 電話: 03-3526-4277 FAX: 03-3526-4276
 担当: 花村

定時決定時の保険者算定の基準が追加されました

今年も社会保険の算定の時期が迫ってきました。今年度から、あらたに保険者算定となる項目が追加されました。今回のあおぞらレターでは、保険者算定についてご案内いたします。



算定の方法

<原則> 4月～6月の3ヶ月間に支払われた給与の平均額をもとに決定

<例外> 通常の算定方法では **算定が困難なとき**や、**算定結果が著しく不当になる場合**には、特別な方法で算定をします(保険者算定)

4月～6月の3ヶ月とも、給与支払状況が次のいずれかに該当する場合

- ・給与の支払基礎日数が17日未満
- ・病気欠勤や育児休業等により、給与の支給がまったくなかった



従前の標準報酬月額を用いる

4月～6月のいずれかの月に次のような給与の支払があったとき

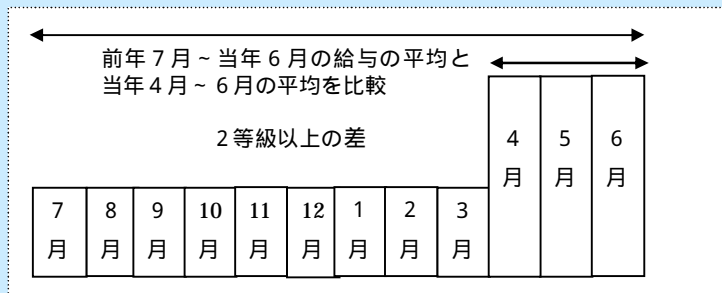
- ・3月以前の給与が支払い(遅配)
- ・遡り昇給により3月以前の昇給差額の支払い
- ・賃金カット 等

該当月や昇給差額を除いて算定(修正平均)

上記に加えて、今年度より次のような場合にも保険者算定の対象となりました

業務や職種の特性上、4月～6月までの給与額が他の時期と比べて大きく違う場合

<要件> 4月～6月に受けた給与の月平均額と、前年7月～当年6月に受けた給与の月平均額を比較し標準報酬月額に原則として**2等級以上の差**が生じる



注
 ~ 全ての要件を満たすときに対象となります

業務の性質上、例年2等級以上の差が生じることが見込まれる

- (例) ・決算や人事異動に伴う業務のため、例年4月に残業代が多くなる業務
 ・4月の転勤や入学シーズンに繁忙になる不動産や引越し等の業種
 ・夏や冬に繁忙期を迎えるホテル等の業種 等

対象となる従業員が保険者算定に同意している

<手続方法>

- ・従業員の同意を得たうえで、申立てをします
- ・算定基礎届の備考欄に「年間平均」と記入します
- ・添付書類として申立書(様式1) 給与支払状況に関する資料等(様式2)が必要です
 (様式1) http://www.nenkin.go.jp/main/system/form-pdf/11_03.doc
 (様式2) http://www.nenkin.go.jp/main/system/form-pdf/11_04.xls

同意を得られない場合は通常の定時決定を行います

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。